

第三十八回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会議録

第三号

昭和三十六年三月二十二日(水曜日)

午後一時二十九分開議

出席委員

委員長 山口 好一君

理事菅野和太郎君 理事齋藤 憲三君

理事中村 幸八君 理事岡 良一君

理事岡本 隆一君

赤澤 正道君 佐々木義武君

西村 英一君 保科善四郎君

石川 次夫君 小林 信一君

田中 武夫君 山口 鶴男君

内海 清君

出席國務大臣

國務大臣 池田正之輔君

出席政府委員

科学技術政務次官 松本 一郎君

総理府事務官 島村 武久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

官官房長 久君

総理府事務官 原田 久君

原子力損害の賠償に関する法律案 (内閣提出第一〇六号)
原子力損害賠償補償契約に関する法律案 (内閣提出第一〇七号)
新技術開発事業団法案 (内閣提出第一二四号)
科学技術振興対策に関する件
○山口委員長 これより会議を開きます。
科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、この際、これを許します。石川次夫君。
○石川委員 科学技術庁長官に伺いたいのですが、これは中曽根さんが長官をしておられるところからずっと長い間の懸案になっておりましたけれども、原子力都市周辺整備法案というのがあると言われながら、いまだにまだ出ておらない。ところが、これによって非常な支障が現地では次々と出てくるわけでございますが、こまかいことは別として、たしなまして、この法案を今度の国会に出すことになっておるかどうかという点をまず伺いたいと思います。
○池田(正)國務大臣 これはまだ実は準備ができておりませんし、残念ながら、その必要性は認められておりますけれども、今度の国会には間に合わないような実情でございます。
○石川委員 これは大へんなことだと思ひます。実は、予算委員会でもわが党の岡委員の方から、いろいろ地方居住

者の健康問題の問題というふうな点から、どうしても原子力都市周辺整備法案というのがでなければならぬという意見が強く出されたと思うのですが、いやしくも必要と認めておられるのだったら、どうしてこれを早く出さないのでか。出さないのでありますと、御承知のように、あの付近はほとんど工場誘致というふうなことで非常な活況を呈しておりますけれども、ほとんど工場ができてしまったというふうな現状に迎合しながら、妥協して、原子力都市周辺整備法案が出てくるということになると、とてもないことになると思っております。たとえば、一つの例をあげて申しますと、茨城県で勝田というのが東海村のすぐ隣にございまして、日立製作所の水戸工場、そのほか今度那珂工場というのができました。日立工場という工場もできておりますが、そのほかにも相当膨大な土地を、いわゆる工場団地として整備することになって、県庁も本腰を入れてこの土地の確保というものができたわけでございます。それに対しては、首都圏整備委員会の方でも非常に積極的に関心を持っておりまして、これに對しては多額の助成をして、何となくもこの完成を期したいということになっております。たとえば、首都圏整備委員会ですのようなことに積極的に乗り出した以上は、おそろく、原子力都市との関連事情というものを十分考慮に入れて行なつたのだらうと思ひますけれども、この際、首都圏整備委員

会の方から科学技術庁の方にその件について何か意見を求めてこられたかどうか、その点を一つ伺いたい。
○島村政府委員 お答え申し上げます。私承知いたしております限りでは、その件につきましては首都圏整備委員会の方から何らの御提案あるいは質問等というものは科学技術庁は接しておらぬと思ひます。
○石川委員 そういうことになるから、私は非常に困つた問題になるのじゃないかと思ひます。と申しますのは、勝田は、水戸のすぐ郊外のような地域になっております。これは首都圏整備委員会の方としても、県内における一番の重点としてこの開発に本腰を入れておる。ところが、これが御承知のように原研からは幾度も離れておりません。ところで、その原子力都市周辺整備法案というもののでき方いかんによつては、そういう計画は全部御破算にしなればならぬかも知れない。あるいは、あるいはまた、できちゃつたら、今度の周辺整備法案というものの自体を、現状に迎合して、学問的な良心というものを抜きにしてでっち上げられてしまふというところも出てくる危険があるのですから、そういう点からいっても、この原子力都市周辺整備法案というものが早くできないと将来非常に困つた問題が出てくるという危険性が予想されますので、どうしてもこれを今国会に出さないと行なつたのでは困る。これは、ただ単にこれだけの問題じゃない、ほかにもたくさんこれに関

連して問題が出てくるわけでありまして。たとえば、原研の菊池理事長の非常に良心的な、学者としての御発言だったと思ひますけれども、この原研の近所に工場がどんどんできるといふことは非常に不安だといふことを、何かの機会に公式に発表されたかどうかはわかりませんが、それが新聞に載つたといふことで、今度は東海村の住民あるいは勝田の住民連中が、一体これだけ工場誘致を積極的に行ふという態勢をとつておるが、危険なことを一致してやらしておるのか、こういう疑問が、きわめて素朴だけれども深刻な問題となつて、今非常に大きな問題になりつつある。こういうことになると、これを危険であるとか、危険でないとかいうことを規制していくのはこの原子力都市周辺整備法ができるかできないかというところにかかつております。これを一つの基準にするのははかないといふところの追ひ込められておりますけれども、ほつておきますと、あそこにはほとんど工場ができてしまひます。三菱電機あるいは古河電工、その他富士電機もくることになっております。そういうことで、ほとんど工場が誘致されるという状態になってきておりますが、この原子力都市周辺整備法というものは、そのあとでゆつくりとお作りになって提案されるおつまいりかどうか、その点を一つ伺いたい。
○島村政府委員 問題は、二つあると思ひます。一つは、周辺都市整備法

と仮称せられておりますような今お話し、特に前々の長官でありました時代に当委員会等で申し上げておりましたような構想に基づく法案がどうしてできないのかという問題、もう一つは、現実には具体的な問題として、あの地区にどう対処するかということだろうと思います。

第一の点につきましては、思想的に、この周辺地帯整備法というもののもの、考え方、の問題でございます。一つは、今お話しのような、やたらにいろいろな施設ができるということは、安全と、というような面から、万一のことを考えて必ずしもおもしろくないので、計画的に、たとえば工場地区であるとか、あるいは住宅地区であるとかいうような、配置についても考慮を加えたもの、にする、あるいはまた、現地の発展と申しますか、計画的な発展ということをはかることを主眼にすべきかどうかという、思想的な考え方、の問題でございます。いまして、これが基本的に横たわっておりまして、なかなかいろいろな考えがあつて進まないということが一つあるわけでございます。

それからもう一つ、現実の問題とい
たしまして、どういような構想であ
る地区を計画化していくかという問題
でございますが、これは、従来はかに
見られましたいろいろな都市計画その
他についても、従来御存じの通り、か
りに周辺地帯整備法というものがで
きまして、科学技術庁でありますと
か、そういうところから天下りの設
計図を引きましてどうこうということ
にはならぬわけでございます。また、
ただいまもお話ございました通り、
県でありますとか、あるいはあの地区の

町村でありますとか、そういうところの意向がもとになりまして、そこでそういういった法の趣旨にかんがみていろいろな計画が練られていくというようなことになるのが通例でございます。それが著しく不適当であるとかいうような問題が起りますれば、それに對して認めるとか認めぬということが出てくると思いますが、出発点は、やはり現地の事情等も考えました点から始まるものと私どもは考えております。従いまして、従来非公式に私ども伺っておるところによりますれば、現地もいろいろな計画図を書いておられるようであります。県が中心になられるようにしております。県が中心になられるようにも聞いております。法律ができませんとできませんとかかわらず、その必要とするところ、あるいは原子力都市としての将来図というものについては、それほど大きな見解の相違がそうあるはずもございませんので、その目的に沿った計画が立てられたことと考えております。いずれにいたしまして、周辺整備法ができるできぬにかかわらず、たとえば、首都圏整備というような建前から行なわれる計画がかりに行なわれるといたしましても、そういう原子力の特種の事情というものは、当然その中に盛り込まれるべき筋合いのものだと考えております。その地方の御意向というものは、県あるいはその地方の御意向というようなものが十分にいった案が、まず現地から出てくるという筋合いにならうかという工合に考えております。

○石川委員　今の答弁を聞くと、非常に心もとない感じがするのですけれども、地方の住民の気持とすれば、非常

にこの原子力の災害というものを誇大に、必要以上に恐怖感にかられて、小さな研究炉あるいは実験炉に対し、それ一つでも全住民がこぞってこれに反対するということのようなこともあり得るわけです。逆に、何としても工場を誘致して、地方産業というものを発展させなければならぬという一つのムードができてしましますと、おそらく原子力の災害なんというものには全然むともちやくに、どんどん計画ができてしまうということだ、これはまた非常におそろべきことだというふうに考えている。そうして現実の問題として、先ほどの団地計画というものは、おそらくの東京周辺では一番整ったりばなものであるかもしれない。また、事実首都圏整備委員会としては、一番重点を置いていっているというふうな現状にあるわけです。ところが、これは御承知のように、原研の東海から幾ら離れたおらぬというような実態で、今御答弁によりますと、地方の住民の意向によって、都市計画だから作るんだというような御答弁のようでございますけれども、おそらく、原子力というふうな高度の科学性を必要とする、高度の知識を必要とするような問題について、地方でこれに対する正確な判断ができる道理がない。ですから、そういうことで菊池理事長が非常にこれを心配されたあげくに、ふと、そういう言葉が出てしまったのではないかというふうにもとれるわけですが、いづれにしても、科学技術庁あるいは内閣自身が責任をもって原子力都市周辺整備法案という一つの基準を作らなければ、現実の危険というものを無視して

ほとんど工場の建設というものが進められてしまふというふうなことが現実な面です。ですから、どうしても、一応の基準としての原子力都市周辺整備法案というものを今度の国会にぜひ出してもらわなければならぬ。そうしないと、将来とも取り返しがつかないということを非常に私は懸念しております。これはいろいろな事情があつてむずかしい問題とは思いますが、これをやらなかったらとんでもないことになるというところで、ぜひ一つ——この都市周辺整備法案、それだけの理由ではなくて、そのほかにもたくさんあるのです。たとえば、今度原子力損害の賠償に関する法律案というものが出ておりまして、これから慎重に審議をすることが、実は、この前の国会でこれが提案になりましたときに、わが党としては、これは反対の態度をきめておいたのです。今度は反対ということにするかどうかかどうかという問題は、これから問題であり、まづけれども、その反対の第一の理由は、これは都市周辺整備法ができないのに、これが先行するということは主客転倒ではないか。この賠償に関する法律案それ自体の問題というよりは、都市周辺整備法案ができて、居住者に対するところの健康管理その他の危険区域というものをどうするかという、ふだんの基準というものがきまらなければ、一体どれからが災害というふうな規定づけられるかという判断の基準が出てこないわけです。そういうところからいいますと、原子力都市周辺整備法案というものができないで、原子力損害の賠償に関する法律というものができないのは、これは完全に逆なん

です。そういう意味もあります。いろいろな点からいまして、この都市周辺整備法案というものができないと、将来あの地方では取り返しのない問題が出るという可能性あります。実は、原研の内部でも、給与の問題とあるいは防護訓練の問題等について、労働組合というものが中心になって非常に検討した結果、相当の異論が出て、問題も相当残っておりますけれども、しかし、そういう問題は別の問題にいたしまして、原研を取り巻く問題として、この原子力都市周辺整備法案というものができなければ、将来収拾がつかない事態になるということを非常に懸念しておりますし、また、これは火急の問題なんだというふうに考えますので、ぜひ今国会には責任を持って出してもらいたいということとを強くお願いをしたいのですが、これに対する長官の所信をなお一度伺いたい。

○池田(正)國務大臣 石川委員のお説はごもっともです。実は、今、官房長から詳細説明いたしましたけれども、私の気持からいたしますと、官房長の説明もどうも少しおかしい。これは官僚的な説明で、そういうことをやっている、これは仕事は少しも進まなない。そこで、私が少なくとも長官として言える限りにおいては、地元の方々の御意見も聞き、また、内閣の方の、今の首都圏整備委員会の方の意見も私はまだ聞いていませんし、これを調整してやるのが私の役所の役目でございますから、早急に検討していきたい、かように考えております。

○石川委員　今非常に良心的な御答弁をいただいて、やや愁眉を開いたとい

う感じがしますけれども、まだまだ安心でできるという段階でないことはもちろんです。何としても、原子力都市周辺整備法ができないで、相次いでほかの法案が出てくるということは、どう考えても主客転倒、こう考えざるを得ないわけではございませんので、ぜひ早急に検討して、実行力のある長官の手元で今国会に出してもらいたいというところを、重ねて強く要望いたします。

それと、ついでにというのはどうかと思ひますけれども、原子力研究所を中心として起こる問題としては、御承知のように射撃場の返還の問題があります。これは御承知のように、漢と勝田と東海を中心に、三百六十万坪という膨大な面積を占める飛行機の爆撃訓練場があることは今さら説明するまでもないと思ひますが、この誤投下の記録を見ますと、百八十三発の誤投下がありました。この誤投下による無辜の人民の死亡者は、よく覚えておりますが、多分六人くらいあったと思ひます。誤投下の距離というのは、射撃場を中心にして考えますと、原研ぐらゐの距離のところでは幾らでも誤投下がある。これがたん実験炉か研究炉にでも落ちたら一体どうなるのだという真剣な問題が一つあるわけです。かてて加えて、漢、勝田、東海のちやうど中心点にあるわけで、これを総合して一つの広域都市を作ろうという構想があるわけですから、どうしてこの射撃場が中心にがんとがらばつておる限りにおいては、総合的な開発計画が立たないという問題が残つておるわけでございます。これは、もちろん、原研の安全性及びあの辺の都市発展という考え方に立ちますと、どうし

ても射撃場というものは返還をしてもならなければならぬというふうに考えるのは、住民としてはきわめて妥当な考え方であるし、また、痛切な要望でもあるだろうというところは御理解いただけると思ひます。この件についての長官のお話は、ここで聞かなくても、おそらく返してほらいたいという気持はわれわれと同感だろうと思うので、あえて答弁は求めません。しかしながら、この件については、どうしても防衛庁の方の意見を徴さなければならぬと思ひますので、ぜひ防衛庁の責任者である長官に来ていただいて、この件についてのしつかりした見解を、科学技術振興の観点から一つ伺いたし、こう思ひます。これは地元としては、もちろん、社会党としては軍事基地反対という基本的な立場はあります。しかし、この問題は、純然たる基地とはまた性質が違つておりまして、そういうふうなことを全然度外視いたしまして、全く超党的に、地元の自民党も社会党も協力して、地方の開発発展のために、また、危険防止のために射撃場というものは返すのが当然である、そのためには、知事が県会において答弁したところによりまして、ケネディに会つても一つこのことを要求しようではないかというふうなことにまで、地方としての大きな問題になっております。ですから、これは決して社会党がどうか、自民党がどうかという問題ではございません。そういうことをよくお考えいただきまして、防衛庁長官にも来ていただきまして、原子力都市周辺整備法案とそれから射撃場の返還問題、これが解決しないと、原形というものはつきりした

形で発展することができない現状に置かれておるのだということを一つ長官はお含み願つて、それから委員長もこの点を御考慮いただきまして、防衛庁長官に出ていただいたところで、あと一回この点についてお願いしたい、こう考えておりますので、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

○山口委員長 岡良一君。

○岡委員 石川君のお尋ねに関連して少しお尋ねしておきたいのですが、この間、内閣委員会でも原子炉の安全専門審査会ができたという節に若干お尋ねをしておきましたが、どうも私としては十分納得したしかなる点がありません。しかし、ほかの委員会でもありましたので、私は遠慮申し上げておつたのですが、第一の問題は、今石川君も指摘されたように、損害賠償の法律案を出すという場合に、損害賠償に先行するものは、何といつても炉の安全である。そこで、安全専門審査会を作つて、従来以上に厳正な、公正な態度で原子炉の安全性を検討して、その結果として原子炉の設置の許可を認める、手続上それが一つ。しかし、それにもかかわらず、万一にも何らかの事故が起つたときには、これは個々の炉については、その炉のタイプによつていろいろ技術的な安全性の問題もあろうと思ひます。しかし、どんな炉を置いて、何とでも安全に共通する問題として、何としてもまず最初にきめておかねばならぬことには、炉の立地条件というものがあつた。それはやはり人口の問題、気象の問題、水利関係の状態、そのもう一つ以前に、最大許容量をどこに求めるのか、これが何もなく、損害賠償を出すというふうな

ことでは問題にならぬと思ひます。それこそ、文字通り本末転倒だと思ひます。そこで、まず、この間委員会でもちよつと触れておきましたが、原子炉の設置の安全性と人口密度との関係については原子力委員会はまだ結論を持っていないのですか。

○紅政府委員 先般、内閣委員会においてお尋ねがありましたおりにもお答え申し上げたと思ひますが、共通する基準というものは、まだ持つておりません。実は、御承知の通り、原子炉安全基準部会というものは持つておりますけれども、その基準部会がまだ結論が出てないということでございます。

○岡委員 今石川君が指摘しておるように、東海村には原子炉も集中的に建設されておる。しかも、その周辺には他の省庁の研究所もできつあるようです。工場も、あそこへ行く沿道にも工場の建設予定地、建築中、すでに建設が終わつた工場などがあつた地帯を目がけて集中しておるわけですね。だから、こうなると、どうしても、少なくとも人口密度と原子炉の関係というものは、立地条件としてはどの程度の人口密度かということは早く出さなければならぬ。一体その安全基準部会というものは何をしておるのですか。原子力委員会としても当然重大関心事だと思ひます。原子力委員長としてはどう考えるのですか。安全基準部会というものを作つてから三年越したと思ひます。どうな検討を今日までやつておるのですか。

○池田（正）国務大臣 私は、その委員会の内容をまだ詳しく知りませんが、私も、今、岡委員の御指摘になられたように、これはきわめて大事なこ

とである。ただ、遺憾ながら、日本は御承知のように土地が狭隘なために、委員会の方でも、あまり広い場所をとるような結論を出してしまつと、場所がなくなるとか、実際の問題で実は頭をぶつておる。そこで、おそらく計画としては、あるいは理想的な案としてはできるでしょうけれども、それを日本の現実に当てはめたときには、なかなかそう簡単にはいかない。そういうところには大きな悩みがあつて、結論が出ないのじゃないかというふうなことをお尋ねします。これは仰せられるまでもなく、急いでそういうものは整えていかねばならぬということでは言つてもないこと、さうな方向に進めていきたいと思います。

○岡委員 いや、私が申し上げたいのは、そういう考え方がどうも私は本末転倒だと思ひます。というのは、アメリカの国立原子力研究所は、それこそ、全く西部劇の舞台のように荒涼た

原野の中にできつておる。アメリカのビッグ・メーカーの原子力研究所も、やはり原子炉の設置場所は実にへんぴなところなんです。それならば、人口密度との関連性というものは、ある程度まで研究の余地もあるかもしれぬ。しかし、とにかく荒涼として人がいないところ、どこにできつておるのだから、これはあつてなくていいでしよう。ところが、日本ではそうじゃない。大臣が御指摘のように、非常に人口密度が高い。しかも、ますます濃密になつておるとしては原子炉を集中的に作るうとしておるということになれば、これは人口が稠密であるから、ますます一日も早く原子炉の安全性、原子炉の設置の

立地条件として、人口密度はいかにあるべきかということは、当然真剣に結論を出さなければならぬ。それを出さないでいて、どんな原子炉はできるわ、まわりで工場はできるわというようなことであったのでは、原子力災害賠償法が出され、万一事故があつて災害賠償をするといつても、日を一日遷延すれば、ますます災害の範囲は大きくなる。だから、そういう手をやり事前に打っておかなければならぬ。

原子力局長、外国では、あるいは国際会議においては、原子炉とその立地条件としての人口密度の関連性というものは、どういう傾向にありますか。

○紅政府委員 最近、岡委員もおそらく御承知かと思うのでございますが、AECの方におきまして、このような基準であつたらいかいかなものであろうかというような案を發表いたしてあります。そのほかには、例のコーンダーホールを日本に導入いたしましたおり参考をいたしましたところのファーマーの論文というようなものがござい

ますけれども、政府でこれではなけれども、それを法制化したというようなものがあるといふことは承知いたしております。そこで、私の方の専門部会におきまして、そのような論文等を参考にいたしまして、日本の現状に合うように基準を立てたいというので、いろいろ今日まで苦心していただいております。

○岡委員 おとし、おそらく、原子炉の周辺の人口密度についての国際会議といふばローマ会議だと思ふが、あそこで、ファーマーは御存じのような四つの条件を出してある。あの四つの

条件の中で、東海村はただ一つしか満たしておられない。学校はいずれ移転するが、まだ移つておられないのです。それから、日立市を移転させるということではできないはずだから、そうすれば、私は、あの条件に欠けると思う。ただ、原子炉にすぐ直結した何百フィートかの範囲内は人口密度は非常に少なく、いないにもひとしいというような程度で、条件のただ一つを満たしているにすぎないのです。これはこの間、AECの原子炉災害部長のドクター・ベックですか、私は名前を忘れましたが、この前ちょっと申し上げたように、人口密度との関連性について、さらにストリクトな条件を出して

果はどうなりましたか。

○紅政府委員 ICRPの勧告を取り入れまして、政令の改正をいたしております。ですから、ICRPの勧告よりも、ある点においては少しシビアになっていくところのところで現在実施しております。

○岡委員 私、詳しい数字を忘れましたが、そうすると、たしか一昨年の八月です。九月ですか、ICRPが一番新しい最大許容量の値を放射性汚染について設定いたしました。その後、日本の施行令あるいは取り締まり規則の中では、あの数値の十分の一以下ということになっておるのですか。

○紅政府委員 それで、この機会に、さらに念を押してお尋ねしておきたいのですが、この間の委員会でも私が指摘申し上げておつた点——私も法律案をざつと読んだ程度なんです、一つの取締まりの方針は、一個の原子炉の、たとへば、排出口における放射性汚染度が最大許容量の十分の一だというふうな規則にたつてある、もう一つの取り締まり規則は、その周辺の地域住民に対する最大許容量がICRPの勧告の十分の一だといふところ、これは矛盾しやしないか、といふのは、東海村のように、今後二つになり、三つになり、四つになつてくるという場合、一つ一つの炉では、炉から直接排出される炉と最も近接部分においては、ICRPの勧告の最大許容量の十分の一であつても、四つ五つがそれだけのものを出してくれば、十分の四にもなり五にもなるではないか、だから、一般住民の最大許容量はICRPの勧告の十分の一といふ規定にしなければいかぬじゃないか、取り締まりの法規というものをそこに統一すべきじゃないかということ

を申し上げておつたわけですね。この点はどうなつておりますか。

○紅政府委員 内閣委員会、すでにただいま御指摘の通りの御質問がございましたので、私の方では、調整をいたしましたという御回答をいたしておつたわけでありまして、ただいま検討中でございます。調整を要する点がある場合においては、当然にお説の通りに調整しなければならぬだろうと考えます。

○岡委員 それでは非常にあいまいな感じが、一体原子力委員会としての方針はどうなんですか。ICRPの最大許容量の十分の一をその地域住民の最大許容量としようという方針なんです。それが、一つの調整をするというのだが、一つ一つの炉では十分の一だという方針をとるのですか、これはどう調整されるのですか。

○紅政府委員 内閣委員会でもお答え申し上げましたけれども、住民の安全保護という立場から、シビアな方に調整していきたいというふうに考えております。

○岡委員 それでは委員長にお尋ねをしますが、それは地域住民に対する最大許容量が十分の一である、こういう方針を持つて調整を進められるということに了解していいのですか。

○池田(正)国務大臣 当然そういう方向に行くべきだと思います。

○岡委員 この原子炉の放射能の最大許容量という觀念が、一昨年のICRP會議と違つておるといふことは、局長は御存じだと思ふ。放射能には最大許容量という概念はないのだ、受けな

現に受けておるのだ。なるべく受けな

任ある態度をはっきりしてもらいた
い。このことを私は強く要望いたしま
して、関連の質問を終わります。

○山口委員長 次に、核原料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法
律の一部を改正する法律案、原子力損
害の賠償に関する法律案、原子力損害
賠償補償契約に関する法律案及び新技
術開発事業団法案の四法案を一括して
議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを
許します。岡良一君。

○岡委員 この際、はっきり申し上げ
ておきますが、私どもの党といたしま
しては、先ほど委員長から申された法
律案の中で、とりあえず、新技術開発
事業団法案について今検討を始めてお
るわけでございまして、損害賠償そ
の他原子炉の規制に関する法律案等は
自後に譲っていただいて、この点をま
ず先議として審議を実施したい、こう
いう態度でありますので、御了承願ひ
たいと思います。

昨年、技術開発事業団のような機
構を、理研とは別個に作るというよ
うな努力もあったが、しかし、これは
わずかの資金でもって理研の中に一括
して技術開発部というようなものを作
らせた。そこで、この一年間の実績
は、具体的にどういう実績があるいま
し、その実績を一つ御報告願ひたい。
○原田(久)政府委員 ただいまの御質
問であります、理化学研究所に開発
部を設けましたのは三十三年で、三十
三年、三十四年、三十五年と三カ年経過
したわけでありまして、三十三年は初め
てのことでもございまして、資金量

といたしましては八千万円、第二年度
の三十四年は一億三千万円、第三年度
目が同じく一億三千万円、計三億四千
万円の資金量を持ちまして開発いたし
ました。テーマといたしましては、第
一年度に人工水晶の開発でございま
す。それから球状黒鉛鋳鉄、その二件
を取り上げております。第二年度の昭
和三十四年でございまして、石炭を原
料とする炭素材の開発、それから質量
分析装置の開発を第二年度にいたして
おります。第三年度の三十五年は石炭
ガス化燃焼装置、ニッケル電鍍製品、
それから多層薄膜といたしております
が、この三件を取り上げております
が、いまだ少し詳しく御説明いたしま
す。

と、人工水晶につきましましては、山梨大
学の國富博士が発明されました。新し
いくず水晶から人工的に天然水晶と
同じような水晶を作るという装置が研
究されておりましたので、それを東洋
通信機に委託して開発をいたしました
。その金額は二千六百五十七万円で
ございまして、これは開発期間が三十
五年五月で終わりました、認定をいた
しましたところ、成功ということ、
これは一応完了いたしております。

それから、球状黒鉛鋳鉄に關しまし
ては、東北大学の首谷教授が発明で
ございまして、委託先は東北特殊鋼株
式会社であります。この金額は六千二
百二十万円でございまして、これも開
発株式会社にいたしまして成功という
認定を受けております。

他の五件ほどは開発の途上でござい
まして、まだ成功の段階には至って
おりませんが、金額と委託先を申し上げ
ますと、石炭を原料とする炭素材につ
きましては、東洋カーボン株式会社

委託をいたしまして、金額は六千二百
六十三万五千円。それから質量分析装
置、これは日本電子光学研究所株式會
社でございまして、金額は三千六百四
十四万三千円を委託料として出して
おります。それから石炭ガス化燃焼装置
でございまして、これは株式会社大東
工業所に委託をいたしました。金額は
七千六百六十一万九千円。ニッケル電
鍍製品、これは池上金型工業株式會社
であります。四千三百万円、以上が委
託をいたしましたものでございまして、最後
の多層薄膜につきましましては、開発委員
会において審議をいたしました結果、
委託することが適当であらうという候
補といたしまして、日本真空工学株式
會社が候補に上がっております。目
下手続中でございまして、金額は千九百
五十万円ということをや決定いたして
おります。

○岡委員 それでは、人工水晶の場合
は、山梨大学の教授がくず水晶からこ
れを大きな水晶にする技術研究を完了
された。このアイデアを技術開発部と
してはどうして申請したのですか。

○原田(久)政府委員 人工水晶の件に
つきましては、これは理研の開発部と
して初めてでございまして、どうい
うテーマを開発すべきかというこ
とで、各大学、国立研究機関、公益法人
の研究等照会をいたしました。研
究として一応完成しておるか、いまだ
採算ベースに乗る程度の規模において
実施したことがないようなテーマがあ
るならば、そういうテーマをお知らせ
願ひたいと御照会をいたしまして、理
研の職員が大学その他に回りまして、
その開発部の仕事の制度、趣旨等を御
説明などいたして参りました。その結

果、非常に数多くのテーマが出て参り
ましたものを、開発委員会に開発テ
ーマの候補としてかけまして、そのう
ち、わが国の現状から見て最も重要で
あらう、また、研究として一応試験
研究の段階は終わっておる、ただ、事
業規模において実施した経験がないと
いうようなテーマを開発委員会に選
びました。その結果として上が
ってきたのが人工水晶、球状黒鉛鋳
鉄という二候補が第一年度に上が
ってきた、こういうことでござい
ます。

○岡委員 そこで、それを東洋通信機
にこの開発委員会の決定に基づいて委
託されたのです。これはたとえ、
ぜひおれにやらせてくれというよう
な希望の会社を幾つか募って、そこ
で開発委員会が審議した結果、これが適
当であらう、こういうことで東洋通信機
に委託した、そういうことになるので
ございまして。

○原田(久)政府委員 御承知かと思
いますが、東洋通信機株式會社は、戦
前から通信機関係の、特に水晶発信機
など使います通信機につきましまして、
わが国唯一といつていいような会社で
ございまして、それで研究陣も相当お
りまして、水晶を使う量も非常に多い
というところでございまして、調査の過
程におきまして、開発を委託するに最
望ましい会社ではないだろうかという
ことでございまして、ここに委託
すること、きめたわけでござい
ますが、その間、申請書が出てくるとい
うような手続を踏んで出したというも
のはございせん。

○岡委員 それでは、この東洋通信機
の方に開発を委託した、この結果三十
五年五月には完了した、しかも成功で

あった。そこで開発された技術とい
うものは、東洋通信機が、いつてみれば
独占をしてやっておるわけでありま
すか。

○原田(久)政府委員 開発を委託する
先と理研との間におきまして、委託に
あたりましては契約を結びます。契約
を結びます精神といたしましては、新
しい技術でございまして、一応開発
が終わりました。直ちに市場的に見
て十分採算がとれるかどうかはわかり
ませんので、ある期間は優先的に開発
を行なうた会社を保護していく必要が
あるとしまして、三カ年間は優先的に
この人工水晶の発明の実施権を付与す
るという契約を結んでおります。その
期間を過ぎましたと、今後は第二、第
三の会社が現れて、もうすでにノ
・ハウなども確立しておりますから、
ぜひやらせてもらいたい、また、や
る場合には、開発でなくなったような
失敗をするかもしれないというよう
な危険は、三年の独占実施の期間を
過ぎましたら、さらにそういう申し
出のあるところには再実施をさせる
ような契約になっております。その場
合には、考案方としましては、最初の
実施者である東洋通信機よりも若干
高い実施料をもって実施させるとい
うことになっております。

○岡委員 少しさきまいようなことを
お尋ねしますが、山梨大学の教授に
対しては、やはり若干の給付がなされ
るわけですか。どのくらいなされた
のですか。

○原田(久)政府委員 山梨大学の発
明者と理研との間にも契約を結んで
ござ

います。それはどういう契約かと申します。まず、権利の所屬につきまして、理研の場合ですと、理研と発明者である国富教授とが権利を共有するという契約を結びます。共有して開発を東洋通信に委託したわけでございますが、その間、技術はまだいわゆる経済性を持っておりません。開発が成功しますと経済性が出てくる、すなわち、事業としてこれを行なうことができるという段階になりますので、その段階から、先刻申しましたような実施料が理研に入るわけでございます。入りましたものを全部理研の収入とするのでなく、その半額を発明者である権利者の方に差し上げるといふ契約をあらかじめしてあるわけであります。実施料として、理研と東洋通信機との契約が成功した場合の実施料は四〇％、それから、そのうち発明者に半分の二〇％差し上げる、そういう契約になっておる次第であります。

○岡委員 それでは、三十四年度の石灰を原料とする炭素材、質量分析装置、それから石灰ガス化燃焼装置に関するテーマ、これらは、それぞれそのアイデアはだれが提供したのですか。

○原田(久)政府委員 先刻説明をいたしましたので補足させていただきますが、石灰を原料とする炭素材は、工業技術院の資源技術試験所におられます本田課長でございます。それから質量分析装置でございますが、これは京都大学の佐々木博士、それが三十四年度でございます。それから実施料の關係でございますが、成功いたしました場合の実施料の契約は、石灰を原料とする炭素材につきましては二〇％、それから質量分析装置につきま

しては四〇％という契約になっております。そのうち、前者は一〇％を発明者の方に差し上げる、後者は二〇％、すなわち半額を差し上げる、そういう契約になっております。

○岡委員 成功後における委託会社の優先権は何年間ですか。

○原田(久)政府委員 おおむね二年ないし三年でございます。

○岡委員 石灰ガス化、多層薄膜、ニッケル関係も、やはりプロフェッサートとか、そういう人ですか。

○原田(久)政府委員 石灰ガス化燃焼装置、それからニッケル電鍍製品、多層薄膜の研究は、昭和三十五年の委託でございますが、発明者は、石灰ガス化燃焼装置は東京工業大学の川下教授でございます。それから、ニッケル電鍍製品は理化学研究所の大越博士であります。多層薄膜は東大の久保田氏、それから大阪工業試験所の岩田君という方でございます。

○岡委員 そうすると、結局、今度できる新技術開発事業団でも開発審議会というものが設けられて、大学の教授の研究室におけるアイデアあるいは理化学研究所などのそういうものが、やはり審議会によってそれを今年のテーマとして選ぶかということが決定される、そこで、その委託会社に対して委託料を支出する場合、その会社の条件は、そのテーマを技術化するにふさわしき設備なり人間なりについて条件を備えたものを選ぶ、そして、いよいよそれが技術として開発され、成功した際には、その会社に二年なり三年の間は優先的に実施権を与える、今度の場合、こういうようなことにやはりなるわけでございます。

○原田(久)政府委員 おおむね岡委員のおっしゃった通りでございます。変わりがございませうが、今回新しく新技術開発事業団法を制定するにあたりまして、従来は開発委員会でありました経験と、それから、今までは理研の開発部ということで、親母体といえますが、理研自身がそういう技術機関を持つてやっておったものを、今回新技術開発事業団という形で独立させます。それから、開発委員会という組織を開発審議会に改めております。この点が若干従来とやり方が変わっております。変わっております点は、従来どういふふうをやっておったかと申しますと、開発をいたしますテーマの選定、それから実施します条件、それから成否の認定、さらに、第三者に開発実施させる再実施の委託先あるいはその再実施の条件等、すべて開発委員会で決定したものを理研の責任において執行するという形であったわけでありまして、この際、独立させますので、そういう際、あまりこまかい事務的な責任まで開発審議会に負わせるのはどうだろうかというところが考えられましたので、今回は、名称を審議会と改めると同時に、法案の二十三条に書いてございまして、新技術開発に関する基本方針の決定、開発を実施すべき新技術の選定、それから、新技術の開発を実施した成否の認定、こういった大綱的な急所だけは審議会の意見を聞かなければならないということに改めております。その点だけが相違でありまして、あとのところは、ただいま岡委員のおっしゃったような実施の運用を行なうて参ります。

○岡委員 理化学研究所がここ三年くらいの間にパテントをとった件数はどのくらいありますか。

○原田(久)政府委員 ただいま手元にある資料で申し上げますと、昭和三十三年十月から昭和三十五年三月までに特許でございまして、六十四件でございます。それから実用新案が十三件、こういう数字が出ております。

○岡委員 この理化学研究所のの特許として、ニッケルの場合があげられておりますね。理化学研究所の方でも、せっかく応用的な研究をやっておられるわけだが、六十四の中で一つくらいしか取り上げられないということになっておる。あとのせっかくの特許はどうなっておりますか。

○原田(久)政府委員 理研で研究しました成果のうち、特許をとりましたのが、ただいま申したような数字になるわけでございますが、これが即新技術開発事業団あるいは理研の開発部の開発を経なければ市場性を持たない、役に立たないかと申しますと、そうとは言えないと思ひます。理研の研究成果の中には、そのまま理研の権利として、それを他の民間その他の事業の中に繰り入れられて使用されておるものが相当あるのじゃないかと思ひます。その件数がどのくらいかという数字はただいまございせんが、申し上げたい点は、新技術開発事業団が取り上げたのは、たまたま一件でございますが、他のものはおおむね何らかの役役に立っている、こういうふうに申し上げられるかと思ひます。

○岡委員 それでは、工業技術院で三年ほどの間に特許をとった数はどのくらいありますか。

○堀坂説明員 ただいま資料を持ってきておりませんけれども、おそらく、年間に百件以上になると存じます。

○岡委員 私のもらった資料とだいぶ違ふので、お調べを願つて、あと、また参考で御提出をお願いしたいと思うのだが、そこで、今度通産省の方から、おそらく中小企業を中心としたものでしょうが、鉱工業技術研究組合法案が出ておるようです。これはどういう趣旨のものでしょうか。

○堀坂説明員 鉱工業技術研究組合と申しますのは、鉱工業に關しますところの技術を振興することを目的として、関係の業界のものが一つの特定のテーマにつきまして協同して研究しようという希望を持しました場合において、協同で研究をするに最も適当と思はれる組織を作るといふことを目的としたものでございまして、現在協同で研究をする組織としてはいろいろございまして、研究が相当長い期間続き、かつ、その成果というものは、あらかじめ必ずしも十分に予見できないというような場合が大体多いのでございまして、そのような研究事業を遂行する上におきまして、税制上の優遇を与える、あるいは補助金等をも必要に応じて出すということが望ましいのでございまして、従来までの制度におきましては、そういう点でいろいろ欠陥があらわれますので、その最も適当なものと考えまして、協同研究組合という法人を作ることを企図したものでございまして、

○岡委員 そうすると、もちろんこれは大学でもなければ研究機関とは言へけれども、直接のメーカーですから、やはり直ちにそれは技術に発展をしない

資本金は六十万ドル、それから役員は、こまかい話になりますが……。

○岡委員 運営はどうなっておりますか。

○原田(久)政府委員 運営といいますが、目的及び業務の概要という線で見ますと、中小企業の新しい事業を振興させるのが目的で、新技術を実施する会社に出資し、または投資を行なうというふうな目的で、方法といたしましては、M.I.T.等、大学研究所の発明の工業所有権の譲渡を受け、これを企業者にあつせんし、実施契約を結ぶと書いてございます。ただし、ここにあります資料だけで申し上げます。

○岡委員 そうすると、独自の研究所を持つていないのかね、独自の施設は。

○原田(久)政府委員 今のアメリカの例では、それ自身が研究所を持つていないというところはございません。職員は三十名ぐらいの職員でございます。御参考になりますが、イギリスの例は、日本の例にかなり似通っております。ナショナル・リサーチ・デベロップメント・コーポレーションというのがあります。昭和二十四年発足しておりますが、これはデベロップメント・オブ・インベンション・アクト——発明振興法と申しますか、この法律のもとに作られております。政府資金の借り受けをいたしましてやっております。資金ワックとしましては五十億円で、政府から借りる限度額が五十億円であります。それには金利を支払うというシステムになっておりますので、必要最小限度の借入金で運営しておりますが、一九五四年に法を改正いたしました。借り受け限度額も百億円、邦貨に換算いたしました。百億円ほどに拡大をしております。これも研究所を

持つておりませんで、それぞれ多方向にわたるエキスパートがおりまして、公共的な発明を、ここで委託費を出して実施開発する、こういうのが主力でございます。そのほかには国の機関、大学等の特許権などもここで管理をするというので、その実施収入などで、年間二億五、六千万円の収入はそれだけであつておるといふようなことでございまして、このイギリスのナショナル・リサーチ・デベロップメント・コーポレーションを新技術開発事業団法の主たる対象といふますか、ひな形にさせていただいたという経緯もございます。

○岡委員 ソビエトあたりの技術開発体制といふものを見れば、研究から応用化、技術開発まで国家の資金あるいは国家の強制的な権力で進められている。アメリカではどちらかというと、民間会社が非常に高額の研究投資をやつておる。デューポンは千七百億から一昨年研究投資をやつておる。それからユニオン・カーボンでも六、七億やつておる。英国でも、ICIなり、それからドイトのヘックスあたりは、やはり二百億近い研究投資をやつておる。ところが、どちらかといへば、アメリカ側の技術開発体制といふものは、民間会社、ビック・ビジネスが強力な研究投資をやつて、それで進めている。ソビエトでは、国の権力と資金をやつておる。間にはさまつておるヨーロッパ型が、今御指摘の英國のようないわゆる協同研究体制でやつておる。フランスでも四十ばかり、鉄鋼、石油協同研究所もできて、相当な成果を上げておると報告されておるが、日本もその中間をいこうとい

うわけで、ヨーロッパ型で技術開発体制をどう、そういうことに理解していいんですか。

○原田(久)政府委員 岡委員の御質問に對しまして、いささか方針的になりまして、私からお答えするののどうかと思ひますが、おおむね、御指摘のやうに、純然たる自由経済主義といひますか、民主主義と申しますかの形でばかりでは日本はいかないのじやないかと申しますのは、わが国でも、発明特許などは、最近では世界ナンバー・ワンといわれるほど出願がおりますし、それから権利の数も非常に多い。それから論文なども、世界に比較しまして

も相當の数の論文が出ておる。しかし、技術導入などは、昭和二十五年以降一千億を越すほどの技術導入をしておる。技術輸出は、まだ十億前後しか輸出していない。こういうような状況でございます。これを勘案いたしますると、アメリカ型の自由経済主義といひますか、そういう形だけでは、とてもこの際太刀打ちできぬのじやないか、そこで、研究成果としてで上がったものがあつて、ただ企業的に採算がとれるかどうかからぬというやうなものにつきまして、やはり国家の資金を投入して開発を促進するといふことは日本としては必要じやないか、新技術開発事業団法のようなものが必要じやないかといふやうなことになると思ひます。

うな事情もございしますが、それを何とか促進していくことによつて協力の美を生み出すといふやうな制度といふものは政府としても考えなければならぬのじやないか。これは工業技術院の方が御説明される方が適當かと思ひますが、私の方の意見としまして、そういったやうな制度はわが国にあつては考へておる次第でございします。

○岡委員 要するに、この技術開発のための事業団とすれば、優秀な基礎研究者と企業とをやはりコ・オペレーションにやらぬ。それから、一方では、高分子関係の仕事なり自動車関係において、両者のコ・オペによつて生み出すといふのが新しい技術だと思ふんです。そういう方向は、私どもは正しい方向だと思ふんです。日本はそれではないかと思ふ。また、それを進めなければならぬと思ふが、しかし、ここでざつと先ほどの御説明を聞いて、私は、もう一つ、これは事務的な立場におられる方の率直な意見を聞かしてもいいのだ、今、原田さんがおっしゃつたやうに、昭和二十五年以来の支払いロイヤリティが約一千億、こちらの受け取りの対価が十億に至らない。やはりこういうものができてくると、一方では規制していかなければいかぬと思ふんだ。国の方でこういう努力をやつても、一方、業者が利益を競合して、無政府的に技術導入を競合する、これをコントロールすることができないといふことになれば、これは名目的な存在になる危険があるわけだね。これは事務的な立場におられる皆さんとして、どうしたら一体コントロールできるかといふ、何か名案があ

りませんか。

○原田(久)政府委員 技術導入につきましては、御承知のやうに外資審議会が審議をいたしまして決定いたしますが、その過程といたしまして、主務大臣と大蔵省、それから技術的な面では、科学技術庁とで構成されております幹事会といふものがございまして、そこで産業行政上の角度及び技術的な角度につきまして十分案件を検討いたしまして、その上で外資審議会に意見を添えて出しまして、外資審議会の御決定を受ける。こういうやうな形をとつております。その間、何か野放図に技術が導入されるのどうか、ある程度ブレーキをかけておるのかどうかという御質問だと思ひますが、産業行政の角度では、たとえば通産省関係におきましては、通産省が通産行政の角度から需給関係を見、将来の見通しを立てて、あまりに競合するやうなことがあれば制限を加えるといふやうな措置もとつております。それから、技術上から申しますと、わが国の研究がどの程度今進んでいるか、その研究と導入しようとする技術との関係も検討いたしまして、わが国にある技術で、それが使えんといふものであれば、しつて輸入する必要はないのじやないか、導入する必要はないのじやないかといふやうな意見も出しておるやうな次第でございしますが、何分、日本に對しまして導入すべき相手国といふものの数も非常に多うございしますし、終戦後以來の混乱期もありまして、わが国の技術といふものがまだまだ諸外国におくれているといふやうな事情もございしますので、技術導入は御指摘のやうに非常に金額も大きなものになつておるとい

う現状でございます。

○堀坂説明員 技術導入のあり方につきましては、ただいま原田振興局長から申し上げたところでございますが、われわれといたしまして、国内ですらに開発されておる技術だけでなく、開発途上にあつて、比較的近いうちにこれはものになるといふような場合につきましては、技術導入についてかなりシビヤな態度を突はとしております。ただ、技術導入全般を抑制するというによりまして、日本の現在の技術的なレベルの後進性を回復するのをおくらすことのないように心がけねばならないので、その点非常に苦心をいたしておるところでございます。将来の問題といたしましては、技術導入全般のあり方について、全般的には自由化の方向でもございますので、自由化した場合において、国産技術の育成といふことにかゝつて障害にならないような一つのあり方というもについて考えていかなければならないようになるであろうと存じておりますが、今日は、御承知のように外資法によりまして一件々審査をいたしまして、先ほど申し上げましたように国産技術との関係を考えてやっておりますので、それで一応その調和をはかつておるつもりでございます。

○岡委員 それでは、最近、技術導入が外資審議会に諮問された事例で、何かコントロールされた事例というものはありますか。

○堀坂説明員 申請がやはり相当数があつても、そのうち一件か二件しか許可されていないという事例はいろいろあります。

○岡委員 具体的な例を申し上げる

と、一時新聞を騒がしたポリプロピレンの導入です。あのポリプロピレンなんかは、要するにナフサからエチレンがとれる、エチレンからポリエチレンを作っていく。調べてみると、あの技術も、日本の石油化学関係の業者は、十三の会社が、全部違つた外国の会社から技術導入をやっているのです。また、ポリエチレンについては何らコントロールがない。まあ、やれやれという形でやりましたということである。さて、今度は四割プロピレンがとれる、そこでポリプロピレンという世紀の繊維ができるということになった。これは競願がたしか四つあつたかと思うのです。ところが住友、三井、三菱が結局その技術導入を許可された。しかも、導入の条件は、十億圓かの頭金、ロイヤリティ六%そして輸出市場を制限されております。こういう非常に過酷な条件です。ですから、ポリプロピレンのコスト計算からいくと、この技術導入の条件では、これで作ったポリプロピレンが海外の市場で太刀打ちするといふことは、私はとても困難なことではないかと思うのです。ところが、このポリプロピレンを日本のソーダ会社がすでに研究してやつておつた。九分通りまで研究はやつておつた。私は、その研究の責任者からいろいろその経過をお聞きしたこともあつたのです。そういうことになれば、問題は、この技術開発事業団はこれを力づけてやらなければいけない。技術導入に三井、三菱、住友があつておるのをそのまま放任しておいて、結局これは技術導入があればつづけてしまふのです。一方のソーダ会社の研究もう一息というポリプロピレンの研究

を発掘して、これをブッシュしてやるということ、ただ、いけないというわけにはいかないと思うのです。技術導入といふものは、日本はもうこまできておるのだという実態をつかんで、これはしばらく待て、むしろ住友、三菱、三井が徳山曹達に協力して、政府がそれこそオーペラタイプの態勢でポリプロピレンの技術を開発にすなへば、生産にいくという方向にいかねければ、これはほんとうの技術開発事業団といふものの仕事はなくな

おる。上だけばつと取つてきて植えてみたところで、それは造花なんです。造花にすぎない。もう実を結ばない。花が開いただけで、また新しい品種の花ができてくれば、これはおれざるを得ない。これでは、いつまでたつても日本の科学技術の自立というものはできない。だから、そうすれば、やはり埋もれたそういう研究発明といふものを発掘する。そうして、それとらみ合わせて盲目的な技術導入といふものをコントロールしていく。ただ技術導入はいけないといふのじゃない。これをもう少しブッシュしてやろうといふ大きな視野から考えられなければならぬと思う。ところが、これはまだ遺憾ながら、そうなつておらぬと思う。それは科学技術庁にいたつて、おとなしい篠原さんが出ておられて幹事会を作つておられても、方針はそうであらうが、事実は何らかのチェックをされたことはないと私は思うのです。まあ、今度あるかもしれない。こういう点をもう少し大きく、大局的に日本の国産技術を育てるという立場からやつていっていただかないと、この事業団の目的、あるいは協同研究組合にして、やはりわれわれの期待するほんとうの成果といふものが結びにくいものじゃないか、そう思うわけです。そういう点について、何かやはり具体的に皆さんの考えがあれば聞かしていただきたい。

○堀坂説明員 ただいま岡先生のお話、まことに私もこもつともございまして、研究組合にいたしましたも、今のような情勢に對しまして、将来新しい国産技術を生んでいくという趣旨において、私も将来の発展を

期待いたしておるわけでございます。片一方に新しい国産技術を生んでいくという環境を作ることがねらいでございます。

○松本府委員 ただいま岡さんの御質問は、本事業団発足にあたりまして何よりありがたい御意見と拝聴いたしました。

問題は、今あるお述べ願ひました御趣旨の通り、そういう目的をもつて本事業団を発足させたいと考えておりますが、今後は、この運営といふことが非常に大事である。いま一つは、せっかく国産技術を開発するといふいろいろな手段を講じて、反面に、自由経済下において、外国の新技術をどんどん導入するといふようなことでは、芽ばえをつむ危険がありはせぬかという御趣旨じゃないかと考えます。ですから、そういう面につきましても、事業団を作り、その運営が軌道に乗つて、いわゆる国内の技術の開発といふ一応の現実といふものが実を結ぶということと歩調を合わせて、片方、外資導入、外国技術提携といふ面にもある程度のブレーキをかけて、そうして国産技術の開発を早めなければならぬ、こういうことは痛感しております。先ほど石油化学のお話も出ましたが、私も、食品化学の面でも、最近わが国の技術が相当伸びており、ことに重要な国策の仕事に關連を持っておりますが、残念ながら、外資審議会においてアメリカのコーン・プロダクトと日本の二、三の会社との提携が許可になり、九州熊本に合弁会社が設立になります。私は非常に残念に思つた。しかしながら、反面、徴々たる民間企業の新技術の開発でありますために、勢いそういう結果

を招きましたが、今後こういう機関ができて、強力な同産技術開発の仕事が軌道に乗れば、そういう面においても、外資審議会ととも深甚の考慮を払わなければならぬはずだし、また、それができぬということならば、別に法律をもってしても調整するということにならなければならぬのじゃないか、かように考えております。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○岡委員 今ちょうど齋藤さんがお見えになったから、この際、特に、私に、次の問題点として、どういふふうに取り扱われているのかというところなんです、今協同研究組合では、石油産業あるいは自動車工業は今の花形産業です。それから、これまでの技術開発部のお仕事も決してむだなものではない。りっぱな仕事ではあるが、技術院でやられる仕事とは、またちょっと何か違った感じがするわけです。問題は、もっと日本の国土に即した技術開発があつていいのじゃないかということなんです。たとえば、齋藤君の主張しておられるラテライトの研究とか、砂鉄の研究とか、そういうものを取り上げて、もっと日本の国土の現実に即した、——ただ外国でこういう技術がその分野でここまで進んでおる、おくれまいぞというので、そのはやりものを追うという形ではなく、日本の国土に即した技術開発というものが当然やらなければならないいけない、選ばなければならない。これまでの開発の実績も若干あるようではございますが、ラテライトの問題なんかも、やはりやられるべきだと思ふのです。そういう方針をこの際承つておきたいと思ふ。

○原田(久)政府委員 ただいま岡委員の御指摘になりましたのは、要するに、わが日本国土に即した意義のある研究というものを推進しなければいけないのじゃないかというところに尽きると思いますが、この点につきましましては、まあ、ラテライトの問題につきましましては、齋藤委員からも強い御要望がございました。一つこの際取り上げて研究すべき問題ではないかということで、今進めつつございます。まだどういふ形で進めるかという点につきましましては、今検討しておりますが、そういう形で進めつつあります。

それから、砂鉄等につきましては、これは工業技術院の地質調査所あたりでいろいろ御調査を進めておられるという形で進めておられます。しかし、そういう角度がなお貧弱であるという点については、おそらく、御指摘の点はそういう点にあるかと思ひますが、こういう研究の角度につきましましては、わが国全体としまして、国の予算としましてもおお十分でございます。今後大いに増強していく必要があらうかと思ひます。そこで、この研究の段階と、それから本日御審議の新技術開発事業団との関係についてちよつと申し上げますが、開発事業団の方は、完成した研究成果と申しますか、一応完成したものを企業規模において実施してみようという使命を持っておりますので、ただいまの国土に即した研究という面を推進するというのは、その前段階の過程におきます科学技術研究の推進という角度で今後とも進んで参らなければならぬ問題である。この点は十分考えまして、私ども行政の衝に当たるものも一生懸命やつて参りたいと思つておる次第であります。

○岡委員 問題は、直接技術開発事業団の仕事には今のところなり得ない、しかし、国が大幅に出資したり、国が予算を受け持つておる研究所は、大学の研究所と性質が違ふと思ふのです。これはやはりある目的をちゃんと設定して、その目標の上に研究というものを積み上げていくという態勢でなければ、私は国立研究機関というものの意味がないと思ふ。大学においては、研究室では、もっと自由な雰囲気の中で豊かな研究をやつてもらいたい。しかし、国立研究機関というものの性格は、そうであつてはならないと思ふ。ただ外国でこういう分野にいろいろ次々と成果が出ておるというので、そういう方向にだけ目をとられないうで、国立研究機関は、国の必要とする技術というものがどこにあるか、どの方向にあるかという、やはり国土に即した研究テーマを取り上げる。理化学研究所がかりにそれをやる、あるいは地質調査所である、その他の研究機関が共同してやる、そうしてやつたものがあつて、程度まで実用的な可能性が出てきたときに、技術開発事業団がそれを今度技術開発に取り上げていくという一貫性がなければならぬと思ふ。そういう点、たとえば鉱工業技術研究組合ができておるとすれば、日本の鉄鋼業者がやればいいのじゃないか。皆それぞれ研究所を持てているのだから、やはり指導して、ラテライトなり砂鉄の研究をさせた方がいい。それに対して、やはり国としては資金的に優先的な処遇、税制上の優先的な処遇なりを考えて、そうして仕向けていくという、そういう大きな、太い筋金を通つておらない。

ただ業者が持つてきた適当なテーマを取り上げるというふうな放任主義じゃなくて、もう少し、おくれた技術的な空白を取り返そうとするのなら、新しい強力な角度からやつていかなければならぬ。それからもう一つ、これも技術開発事業団と直接には関連はありませんが、将来の運営上相当問題点だと思ふのは、先ほどお話ししたしましたポリプロピレン、これはミラノのモンテカティニ社へ日本の四社がミラノ参りをやつて、そうして住友、三井、三菱等がどうやら技術導入をやることになつた。大体あの頭金は三百万ドルです。これは非常に高いものだといわれておる。実に高いものを買ったものだ。ところが、さらにそれを全部モンテカティニ社が取るのかというところ、そうじゃない。なぜかというところ、これはドイツの化学産業グループの方に分けておる。六割くらい分けておる。モンテカティニ社のポリプロピレンの特許申請というものは、非常に広範な、万国特許のような形でとつておるのだが、技術的な基礎においてはドイツの化学産業グループが非常に協力しているわけですから、だからそれが実施される、他国へ技術を売るといふような場合、対価の支払いを受けたら、それをどういふふうに分配するといふ契約があるわけですから。ヨーロッパでは、ドイツとイタリアとがポリプロピレンについては技術提携をやつておる。そういう意味の国際提携はないかと思ふ。これは日本に直接関係はないかもしれませんが、東南アジアとの経済協力といへば、何と云つても日本の高い技術が非常に大きな問題点となつてくるわけなんだが、向こうだつて引き上げてやらなければならぬというふうな立場から、日本の技術に關する最高政策というから、そういう国際的な協力体制というものを今後考慮に入れておかなければならぬ。この問題は、この委員会の直接の問題ではありませんから、また別の機会に申し上げる機会があつたら申し上げたいと思ひますけれども、そういう点、非常に重要な技術の開発については、できるだけ国全体の大局的な規模において、ひいてはアジア全体の開発という点から、大企業にだけ偏重しないで、中小企業にもその恩恵が普及し得るような、そういう運営をせよやうしてもらわなければならぬ。それには、開発事業団、それから今度の協同研究組合にしても、それは、なるほど鉱工業技術研究組合は、これは新しいテーマをこれから取り上げていくのだけれども、やはりやることは同じことになつておるのではありません。一方では新技術開発事業団、一方では鉱工業技術研究組合というふうなことになる、いわば同じことをしようという方向において同じ機関があることになつて、科学技術行政というものは、科学の現在の姿から見ても総合化すべきである、一元化すべきである。大臣も、この間の予算委員会において、これは断じてやりたいと言つておられた。そのときに、新しい科学技術、新しい分野というものを、各省でんでいろいろの必要な措置ではあるが、無制限に出されてくると、そのことがほんとうに能率的な日本の科学技術の振興になるかという、非常に疑問があると思ふのです。こういう点について、十

分に皆さんも気をつけてやっていただきたいと思っています。

私は、これで質問をやめますが、あとで田中君が少し質問があると言っておられますから、そういう機会をぜひ委員長においてお取り計らい願いたいと思います。

○齋藤(憲)委員 私も、次会に新技術開発事業団について質問したいと思いますが、その質問の予備知識を得るために、一つだけ伺っておきたいのは、「新しく発足した新技術の開発」という理化学研究所の発行したものに書いてありますが、この理化学研究所で従来新技術開発部としておやりになった構想を、新技術開発事業団はそのまま受け継いでいく構想であるか、それとも、今回新しく事業団として発足するのであるから、そうではなくて、もつと別な構想を加えて発足するつもりなのか、それだけ私ちょっと承っておきます。

○原田(久)政府委員 お答え申し上げます。

新技術開発事業団が行ないます業務のやり方でございますが、これは従来の理研の開発部がやって参りましたやり方と全く同一でございます。これは従来のものに付加し、あるいは従来のものから取り除くというものはございません。ただ資金量を拡大いたしまして、事務量をふやすということでございます。ただし、独立するにあたりまして、運営の方法としまして、先刻も御説明申し上げたのでございますが、開発委員会というものがございまして、これを開発審議会に変えまして、大綱的な、方針的な問題、重要事項はこの開発審議会にかけるということに変え

まして、理事機関の責任体制を明確ならしめるという運営をはかりたいという点が違うだけでございます。そのほか、内容は変わりございません。

○齋藤(憲)委員 次会の適当な機会に時間を一つ与えていただきまして、質問いたしたいと思ひます。

○山口委員長 明日行ないます。

本日は、この程度にとどめ、次会は明二十三日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

昭和三十六年三月二十七日印刷

昭和三十六年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局